

## 重要文化財（美術工芸品）の指定について

令和6年3月15日（金）に文化審議会（会長 佐藤 信）が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の指定が文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、重要文化財に指定されることとなります。

記

### 【答申予定の重要文化財（美術工芸品） 2件】

分野	名称	所有者
彫刻	もくぞう ござてんのうざぞう 木造牛頭天王坐像 もくぞうじょしんざぞう 木造女神坐像	宗教法人八坂神社 （丹生郡越前町天王18—24）
古文書	さいふくじもんじょ 西福寺文書（五百五十六通）	宗教法人西福寺（敦賀市原13—7）

※県内の重要文化財（彫刻）の指定は、平成25年6月19日指定の「木造観音菩薩立像（小浜市）」に続くもので、累計36件になる予定。重要文化財（書跡・典籍、古文書）の指定は、令和2年9月30日指定の「大音家文書（五千七百四十六通）」に続くもので、累計16件になる予定。

## 【重要文化財（美術工芸品／彫刻）】

### もくぞう ご ず てんのうざぞう 木造牛頭天王坐像

### もくぞうじょしんざぞう 木造女神坐像

(1) 所有者 宗教法人八坂神社（丹生郡越前町天王18—24）

(2) 員数 各1軀

(3) 時代 平安時代（12世紀後半）

(4) 由来・特徴

甲<sup>こう</sup>を身に着け、頭上<sup>とうじょう</sup>に牛頭<sup>ぎゅうとう</sup>をいただき、虎に坐る<sup>さんめんじゅうにひ</sup>三面十二臂<sup>いちほくづくり</sup>の牛頭天王像と、唐装<sup>とうそう</sup>で頭上<sup>とうじょう</sup>に十一面<sup>じゅういちめん</sup>をいただく女神像<sup>めがた</sup>である。それぞれ針葉樹材<sup>いばく</sup>の一木造<sup>いつぼくぞう</sup>で、作風より12世紀後半の製作と推定される。

牛頭天王像は八坂神社本殿に伝来し、女神像は八坂神社の摂社・御塔神社<sup>ごとう</sup>に伝来したものである。両像は大きさがほぼ同じで、体幹部<sup>きど</sup>の木取り<sup>きど</sup>や像底<sup>のみ</sup>を鑿<sup>のみ</sup>で彫り<sup>ほ</sup>窪<sup>くぼ</sup>める点、両足部<sup>りょうそくぶ</sup>の正中線<sup>せいちゅうせん</sup>に墨線<sup>すみせん</sup>を引くなど構造技法が共通することから一セットとして製作されたとみられ、揃<sup>そろ</sup>って伝来している点は貴重<sup>きちゆう</sup>である。

牛頭天王像は、現存する作例のうち最も本格的な彫像<sup>ていざう</sup>で優れた出来映え<sup>うまひ</sup>である。女神像は八坂神社の祭神の一つで十一面観音<sup>じゅういちめんくわんおん</sup>を本地仏<sup>ほんちぶつ</sup>とする白山妙理<sup>はくさんみょうり</sup>権現<sup>ごんげん</sup>である可能性や、牛頭天王の後である婆利女<sup>はりめ</sup>である可能性が考えられる。また、頭部<sup>かぶ</sup>を十一面観音<sup>じゅういちめんくわんおん</sup>に表すなど神仏習合<sup>しんぶつじゅうがっ</sup>の彫像形式<sup>ていざうけいしき</sup>の展開<sup>てんかい</sup>を考える上で注目<sup>ちゅうもく</sup>される。

(5) これまでの指定 県指定有形文化財「木造十一面女神坐像<sup>もくぞうじゅういちめんじょしんざぞう</sup>」

（平成11年4月23日）※女神像のみ。

(6) 備考 同社所有の重要文化財（彫刻）は、「木造阿弥陀如来坐像」ほか3軀（昭和48年6月6日指定）に続き、2件目。



木造牛頭天王坐像



木造女神坐像

## 【重要文化財（美術工芸品／古文書）】

### さいふくじもんじょ 西福寺文書（五百五十六通）

- (1) 所有者 宗教法人西福寺（敦賀市原13—7）※敦賀市立博物館寄託
- (2) 員数 26巻、163冊、1帖<sup>じょう</sup>、32幅<sup>ふく</sup>、59通、1綴<sup>とじ</sup>、7枚
- (3) 時代 鎌倉時代後期～明治時代（14～19世紀）
- (4) 由来・特徴

西福寺は応安元年<sup>おうあん</sup>（1368）、良如<sup>りょうじよ</sup>（1344～1412）によって創建され、室町時代を通じて北陸有数の浄土宗寺院として発展した。

同寺に伝来してきた古文書群は、文保元年<sup>ぶんぼう</sup>（1317）山内資綱置文<sup>やまうちすけつな置きぶみ</sup>以下、明治時代までの文書を含む。中世文書は、後円融上皇<sup>ごえんゆう</sup>、足利將軍家の祈願所であることを示す文書や、鎌倉時代から安土桃山時代にかけて、寺領の形成過程を明らかにする文書、また、斯波氏<sup>しば</sup>、朝倉氏、織田信長、大谷吉継、結城秀康等による地域支配を示す文書など、豊富な内容を持つ。近世文書は親藩<sup>しんぱん</sup>や譜代大名<sup>ふだい</sup>による寺領保護、越前、若狭、近江に所在した末寺との関係を示すもの、寺内組織に関わるものなどが多く含まれる。

西福寺文書は、その文書群に占める中世文書の比率が高く、とりわけ室町時代の文書が多いところに特徴がある。また、中世以来の浄土宗寺院文書がまとまって伝来する事例は少なく、戦前から研究が蓄積されてきた。我が国の政治史、経済史、文化史、寺院史等の各分野研究上、価値が高い文書群である。

- (5) これまでの指定 県有形文化財「西福寺文書」（平成17年5月6日）
- (6) 備考 敦賀市での重要文化財（古文書）の指定は初（書跡では3件あり）。



文保元年七月廿六日  
 山内資綱置文

ぶんぼう やまうちすけつなのおきぶみ  
 文保元年 (1317) 7月26日付け山内資綱置文

禁制  
 西御寺  
 一甲し人未監成根藉之事  
 一伐採山林行本之事  
 一相合換并考有之事  
 石修河山経云云遠近  
 可如散科是也下御  
 天正元年付日

てんしょう きんぜい  
 天正元年 (1573) 8月日付け織田信長禁制

## 福井県内の国指定・県指定等文化財

(3月15日答申分を含む)  
(件)

区 分		国指定		国選定	国選択	国登録	県指定	備 考
		国 宝 特 別	重 文 国指定					
有 形 文化財	建造物	2	28			237	28	
	絵 画		14				85	
	彫 刻		36				85	国1件増、国指定により県指定1件減
	工芸品	3	8			1	34	
	書跡・典籍・古文書	1	16				21	国1件増、国指定により県指定1件減
	考古資料		5				16	
	歴史資料		3				8	
	計	6	110			238	277	
無 形 文化財	芸 能							
	工芸技術		2				4	
	計		2				4	
民 俗 文化財	有形民俗文化財		1			1	10	
	無形民俗文化財		5		12		65	
	計		6		12	1	75	
史跡・名勝・ 天然記念物	史 跡	1	24				29	
	名 勝	1	14			2	7	
	天然記念物	4	17			1	31	
	名勝天然記念物		1					
	計	6	56			3	67	
文化的景観				3				
重要伝統的建造物群保存地区				3				
選定保存技術								
合 計		12	174	6	12	242	423	国2件増、県2件減
		186						